

平成30年度 新潟市ひまわりクラブ入会案内

1 新潟市ひまわりクラブとは

労働等により、昼間保護者のいない家庭の小学校児童の健全育成を図るための施設です。
 事業は、新潟市が実施しており、運営管理は社会福祉法人新潟市社会福祉協議会が行っています（一部クラブを除く）。
 社会福祉法人新潟市社会福祉協議会では、各ひまわりクラブに専任の支援員を配置して、児童の保護及び育成にあたります。

2 入会対象児童

ひまわりクラブに入会を希望する児童は、次の要件を備えていることが必要です。

- (1) 新潟市に住所を有する児童
- (2) 小学校に就学している児童
- (3) 労働等により昼間保護者のいない家庭の児童
 ※具体的には「勤務時間が午後1時30分以降まであり、勤務日数が週3日以上」等。
 ※クラブの管理運営上、入会をお断りすることがあります。
 ※入会について、ご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。
 ※入会后、労働等の現況調査のため、再度就労証明書を提出していただくことがあります。

3 開所日時

- (1) 学校の平常授業期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・放課後から午後6時30分まで
- (2) 土曜日、学校の臨時休業日、春・夏・秋・冬休み期間・・・・午前8時から午後6時30分まで
 ただし、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は閉所。

4 費用負担

- (1) 利用料・・・・・・・・児童1人につき 月額 8,400円
 ※利用料については、口座振替を基本とします。金融機関窓口、区役所窓口での納付を希望される方はご相談ください。なお、「ゆうちょ銀行」における窓口納付はできませんのでご注意ください。
 ※平成29年度（平成28年分所得）の市民税所得割額（両親の合計額）が一定額未満の世帯については、申請いただくことにより、免除が適用されます。また、平成30年度から多子世帯への免除も行います。免除適用後の利用料の金額については、別表「免除区分と免除適用後の月額利用料」をご覧ください。
- (2) クラブ活動費・・・・月額2,000円程度
 ※おやつや行事などにかかる費用を別途、各ひまわりクラブに納入していただきます。

別表「免除区分と免除適用後の月額利用料」

免除区分 (両親の平成29年度市民税所得割額の合計額)	月額利用料		
	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯	0円	0円	0円
市民税が非課税	2,300円	1,150円	0円
市民税所得割額が48,600円未満	3,450円	1,700円	0円
市民税所得割額が48,600円以上97,000円未満	4,600円	2,300円	0円
市民税所得割額が97,000円以上140,000円未満	5,550円	2,750円	0円
市民税所得割額が140,000円以上235,000円未満	6,500円	3,250円	0円
市民税所得割額が235,000円以上336,000円未満	7,450円	3,700円	0円
市民税所得割額が336,000円以上	8,400円	8,400円	8,400円

※この表の適用においては、同一世帯における15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のうち、その出生の早いものから順次に数えて第1子については「第1子」の、第2子については「第2子」の、第3子以降の子については「第3子以降」の区分を用います。

5 入会（再入会）申請書類

- (1) 新潟市ひまわりクラブ入会許可申請書・・・児童1人につき1通
- (2) 就労証明書・・・保護者1人につき1通
- (3) 新潟市ひまわりクラブ利用料口座振替依頼書（金融機関にご提出ください。）

《 利用料の免除申請をする場合 》

- (4) 新潟市ひまわりクラブ利用料免除申請書・・・児童1人につき1通

※平成29年1月1日現在、新潟市以外に住民票があった方は、平成29年1月1日に住民票があった市町村から「平成29年度（平成28年分所得）市町村民税課税証明書」を交付してもらい、ご提出ください。（保護者1人につき1通）

※生活保護受給者は、生活保護受給証明書をご提出ください。

※4月以降に利用料の免除申請をされた場合、申請月の翌月からの適用になります。

※現在ひまわりクラブに入会されている方で、平成30年度も引き続きひまわりクラブの入会を希望される方についても、利用料免除申請書の提出は必要です。

6 入会手続き

入会申請書等の書類は、各ひまわりクラブに備えてあります。原則として、在籍している小学校のひまわりクラブで入会手続きを行ってください。

※入会希望日の1週間前までに提出をお願いいたします。

※4月入会につきましては、2月末日。8月入会につきましては、7月第1週末までの提出をお願いいたします。但し、特別な事情がある場合は、申し出ください。

7 その他

- (1) 提出のあった書類については、後日電話等で確認させていただくことがあります。
- (2) 提出のあった書類の内容に変更が生じた場合、またはご家庭の状況に変更が生じた場合、改めて書類の提出をお願いいたします。
- (3) 入会を許可する児童については、後日入会許可書を保護者宛にお送りします。4月入会児童につきましては、3月上旬に許可書をお送りする予定です。
- (4) 入会后ひまわりクラブを退会する時は、退会届を提出してください。退会届の提出がないと、利用料が発生しますのでご注意ください。
- (5) 月途中の入会や退会の場合でも、その月分は利用料及びクラブ活動費がかかりますのでご承知ください。
- (6) ひまわりクラブは、児童の健全育成を目的に設置しております。塾のような学習指導は行いませんのでご承知ください。
- (7) 児童の故意による器物破損については、保護者側に賠償責任が発生する場合がございますので、その旨ご了承ください。
- (8) 次に該当する場合は、入会の許可を取り消し、またはクラブの利用を一時停止させることがありますのでご注意ください。
 - ① 入会の要件を満たさなくなった場合
 - ② 正当な理由なく利用料を滞納した場合
 - ③ クラブの管理運営上支障があると認める場合

8 問い合わせ先

不明な点や質問等は、原則として各クラブへお問い合わせください。

（クラブの開所時間…平日：午後1時～午後6時30分、土曜日：午前8時～午後6時30分）

クラブの開所時間外は下記へお問い合わせください。

<指定管理者>※指定管理者が変更する場合があります。

社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 地域福祉課 こども支援係
〒950-0909 新潟市中央区八千代1丁目3番1号 新潟市総合福祉会館3階
電話 025-248-7167（直通） FAX 025-243-4376
（月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分）

<設置者>

新潟市 こども未来部 こども政策課 育成支援係
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
電話 025-226-1197（直通） FAX 025-224-3330
（月～金曜日：午前8時30分～午後5時30分）